

平成 22 年度 水道水質基準等の改正

* 少し古くなりましたが、これからのコラムとの関連性を理解するために、掲載しました。

平成 22 年 2 月 2 日に、厚生労働省生活環境審議会水道部会が開催されました。これを受けて、2 月 17 日付けで、以下の項目について水道法関係の省令等改正が公布されました。

- 1) 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令：平成 22 年 2 月 17 日 厚生労働省令第 18 号
- 2) 水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件：平成 22 年 2 月 17 日 厚生労働省告示第 48 号
- 3) 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件：平成 22 年 2 月 17 日 厚生労働省告示第 49 号
- 4) 資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件：平成 22 年 2 月 17 日 厚生労働省告示第 50 号

改正内容については、別添のとおりです。

水 質 基 準 等 の 改 正

改 正 項 目		水質基準	給水装置の構造・材質基準		水道施設の技術的基準	
			水栓等の給水用具の浸出基準	末端以外の用具・管の浸出基準	薬品基準	資機材基準
カドミウム	改正	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.003mg/l	0.0003mg/l	0.0003mg/l
	現行	0.01mg/l	0.001mg/l	0.01mg/l	0.001mg/l	0.001mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	改正	—	削 除	削 除	削 除	削 除
	現行	—	0.0006mg/l	0.006mg/l	0.0006mg/l	0.0006mg/l

○解説

- 1) 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令

カドミウム及びカドミウムの量に関して、0.01mg/l を 0.003mg/l とした。

- 2) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

○水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準

- ・カドミウム及びカドミウムの量に関して、0.01mg/l を 0.003mg/l とした。
- ・1,1,2-トリクロロエタン70.006mg/lを0.0006mg/l以下とした。

○給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準

カドミウム及びカドミウムの量に関して、0.01mg/l を 0.003mg/l とした。